



「全東信の破産手続開始に伴う特別相談窓口」の開設について

1. 相談窓口の開設

株式会社商工組合中央金庫（本社：東京都中央区、代表取締役社長：関根 正裕、以下「商工中金」）は、株式会社全東信（本社：大阪府大阪市）の破産手続開始により被害を受けられた中小企業の方を対象とする「全東信の破産手続開始に伴う特別相談窓口」を、2026年7月10日（金）、全営業店に開設しました。

影響を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

○特別相談窓口開設店舗

受付窓口	電話番号
全営業店	各営業店の代表番号 (ホームページ 等でご確認ください)

2. 商工中金独自のセーフティネット関連資金の内容

今般の影響に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自のセーフティネット関連資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行います。

資金使途	全東信の破産手続開始により、経営・資金繰り等に影響を受けた皆さまが必要とする設備資金・運転資金
貸出金額	限度の定めなし
貸出期間 (据置期間)	(1) 設備資金20年（据置期間3年）以内 (2) 運転資金10年（据置期間3年）以内
貸出利率	商工中金所定の利率